の常夜

それまでは 称が定着するのは明治時代になってからで たことが知られています。「伊勢別街道」 詣する人々が、この街道を盛んに往来してい として整備され、 道以外の主要な街道である「脇往還」 Mmの街道です。この街道は江戸時代に、 勢街道(参宮街道)に合流するまでの延長約22 の追分」を起点として、江戸橋の西詰めで伊 伊勢別街道は、 「いせみち」「参宮道」「山田道」 京都方面から伊勢神宮へ参 東海道関宿(亀山市)の の名 五街

足利義持が伊勢神宮へ参詣した時の様子を記 応永25(1418)年に、 室町幕府4代将軍

どと呼ばれていました。



今も人々の生活に息づく林の常夜灯

至東の追分

関IC

Ν

関 JCT

明郵便局

林の常夜灯

伊勢関IC

明小学校 648

_ _旧明村役場庁舎

旧伊勢別街道

伊勢自動車道 グリーシロード

市芸濃庁舎

芸濃 IC

ともこのころまでには街道の原型が存在 別街道のコースを通った記述があり、 ていたようです。 した花山院長親の「耕雲紀行」 には、 遅く 伊 勢

に、 林の常夜灯のように、 常夜灯とは、夜道などの安全を確保するため ために建てられたものを参宮常夜灯とい 在の芸濃町林に常夜灯が1基建っています。 この街道と県道津関線が交差する付近、 晩中火をともしておく灯火のことで、 伊勢神宮への参詣者の 現

推察して、 その位置は転々と変わり、 う道」「左り京道」「安永五丙申歳六月」と彫 落の各戸が火打ち石を入れた箱を回し、 字路の北東の角にあったと考えられています。 あった場所は、 も移動したことが伝えられています。 在の場所に建てられたわけではありません。 灯であったことが分かりますが、 られていることから、 の登録有形文化財 この常夜灯の竿石には、「御神燈 元の言い伝えによると、 北へ約500mのところにある国 竿石に刻まれた道の標示から 「旧明村役場庁舎」 道しるべを兼ねた常夜 明治末期から5回 明治時代には集 もともと現 右さんぐ 前の十 もと

> なり、 皆さんの生活 夜灯は地元の たといわれて ています。 されるように は電灯がとも います。 夜灯をともし で毎夕この常 中に息づ この常 今で



最初に林の常夜灯があったと推測される 旧明村役場庁舎前の十字路